

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（平成13年3月、B事業所と合併。）における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日から42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A事業所に勤務していたが、同事業所で労働組合を立ち上げたことから昭和42年3月31日付で懲戒解雇の発令を受けた。これを不当労働行為として労働委員会に訴えたところ、その後、同委員会から和解が勧告され、昭和42年4月1日から同年10月15日までの厚生年金加入期間について回復されていたと認識していたし、それ以降の申立期間についてはA事業所C支店に勤務していた。厚生年金基金の加入期間は通算されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A事業所において、昭和39年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、42年4月1日に資格を喪失後、43年4月1日に同事業所で再度資格を取得し、同事業所の合併に伴い平成13年3月19日に同事業所で資格を喪失し、合併先であるB事業所において同日に資格を取得し、17年12月27日に資格を喪失していることが確認できる。

一方、労働委員会から提出された不当労働行為事件集録（A事業所事件）によると、同事業所は申立人に対して、配転に応じなかったことなどを理由

に昭和 42 年 3 月 31 日に懲戒解雇を通知したものの、A 事業所職員組合は、申立人への懲戒解雇等を不当労働行為であるとして、同委員会へ申し立て、同年 10 月 7 日に、同委員会から「42 年 3 月 31 日付申立人に対する懲戒解雇を取り消し、解雇とする。同年 10 月 16 日付をもって申立人を採用すること。」とする趣旨の和解が勧告され、同年 11 月 1 日に当事者双方が勧告を受諾し終結していることが確認できる。

また、申立人が提出した和解勧告に伴う労働委員会審査委員覚書によると、「昭和 42 年 4 月 1 日から同年 10 月 15 日までの期間は勤続期間に通算し、昇給などを含む給与についても同様とし、同期間については給与相当額を支払う。」旨の記載が確認でき、この給与相当額について同委員会に照会したところ、「同覚書は 42 年 4 月 1 日から同年 10 月 15 日までの期間は勤続期間に通算し、昇給などを含む給与についても同様とするものであるから、『給与相当額』は、税金、厚生年金保険料等が昭和 42 年 3 月 31 日以前と同じ状態で控除され算出されたものと思われる。」との回答を得ている。

さらに、B 事業所から提出された職員経歴書及び従業員名簿によると、昭和 42 年 4 月 1 日から同年 10 月 15 日までの期間を含む申立期間すべてについて、継続して同事業所に勤務していることが確認できる。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 39 年 4 月 1 日から平成 17 年 12 月 26 日までの期間となっていることが確認できるほか、申立人の厚生年金基金の加入記録は、基金が設立された昭和 42 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 27 日までの期間となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 事業所における昭和 43 年 4 月の社会保険事務所の記録から 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 事業所は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、合併先である B 事業所に照会したところ、「当時の資料は保管されておらず、厚生年金保険料を控除していたか否か不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成元年9月29日、資格喪失日が2年9月1日とされ、当該期間のうち、元年9月29日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を元年9月29日（資格喪失日を2年9月1日）とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月29日から同年10月1日まで

申立期間について、A社から資格取得日の訂正の届出がなされたところ、厚生年金保険の被保険者期間にはなるが、政府の保険料徴収権の消滅時効により年金額に反映されない旨の回答を得た。

平成元年7月11日にA社からB社に出向し、同年9月29日に復帰した後も継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について年金額計算対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された復帰辞令及び申立人が申立期間当時一緒に勤務していたという複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間に同事業所に勤務していたことが認められる。

また、当時の人事管理者に照会したところ、「A社とB社は、経営者を同じくする関連会社であり、申立人の出向は職員の研修を目的としたものだった。」と供述しており、申立人の両社における被保険者資格の喪失及び取得

の手続は、関連事業所間における人事異動によるものであることが認められる。

さらに、A社は、平成20年11月21日に、申立人を含め、B社に出向した3人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を元年10月1日から同年9月29日に訂正する届出を行い、社会保険庁オンライン記録も同様に訂正されている（厚生年金保険法第75条該当。）。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る平成元年10月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保有している「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載されている申立人に係る資格取得日が平成元年10月1日であることから、事業主は履行していないことを認めており、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る元年9月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成元年9月29日、資格喪失日が14年3月1日とされ、当該期間のうち、元年9月29日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を元年9月29日（資格喪失日を14年3月1日）とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月29日から同年10月1日まで

申立期間について、A社から資格取得日の訂正の届出がなされたところ、厚生年金保険の被保険者期間にはなるが、政府の保険料徴収権の消滅時効により年金額に反映されない旨の回答を得た。

平成元年7月11日にA社からB社に出向し、同年9月29日に復帰した後も継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について年金額計算対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された復帰辞令及び申立人が申立期間当時一緒に勤務していたという複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間に同事業所に勤務していたことが認められる。

また、当時の人事管理者に照会したところ、「A社とB社は、経営者を同じくする関連会社であり、申立人の出向は職員の研修を目的としたものだった。」と供述しており、申立人の両社における被保険者資格の喪失及び取得

の手続は、関連事業所間における人事異動によるものであることが認められる。

さらに、A社は、平成20年11月21日に、申立人を含め、B社に出向した3人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を元年10月1日から同年9月29日に訂正する届出を行い、社会保険庁オンライン記録も同様に訂正されている（厚生年金保険法第75条該当。）。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る平成元年10月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保有している「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載されている申立人に係る資格取得日が平成元年10月1日であることから、事業主は履行していないことを認めており、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る元年9月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年3月31日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円とされているが、当時の報酬額に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、A社の取締役として、同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の記録や同社の商業登記簿等により確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が取締役を務めていたA社が適用事業所に該当しなくなった平成9年3月31日以降の同年4月9日付けで、8年4月から9年3月までの申立人の標準報酬月額が41万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「営業担当の取締役だったので厚生年金保険関係の手続には関与していない。」としていることから、当時の事業主に照会したところ、「当時、社会保険料を滞納しており、平成9年3月ころに社会保険事務所に相談に行き、同事務所の指導により、標準報酬月額を遡及訂正する届出を行い、これにより滞納の一部を清算した記憶がある。申立人はA社の実質的な経営者であり、相談して決めているのでこのことは当然知っているはずである。」と供述している上、商業登記簿に記録されている取締役の一人に照会したところ、「自分は申立人に頼まれ筆頭株主になったが、A社の実質的な経営者は申立人であり、倒産時のことはすべて知っているはずである。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していたことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の取締役である申立人は、当該標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 18 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 1 月 23 日から同年 3 月 9 日まで

船員保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。

船員手帳に雇用期間が記載されており、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳によると、B丸に係る雇入年月日は昭和 35 年 8 月 18 日、また、雇止年月日は 36 年 5 月 31 日(切揚)と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人のA社における船員保険被保険者期間は、昭和 31 年 6 月 1 日から 35 年 6 月 29 日までの期間、36 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 23 日までの期間、同年 3 月 9 日から 41 年 6 月 6 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 43 年 4 月 30 日までの期間とされており、申立期間①については、社会保険事務所が保管する同事業所の船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間①に同事業所で船員保険の記録があり、B丸に乗船している可能性がある者は 17 人に限られ、このうち、船員手帳の記録が申立人と同じという乗組員に照会したところ、「B丸には一度しか乗っていないので船長含め乗組員の名前は覚えていない。」との供述を得ているほか、同事業所での船員保険の記録が申立期間①に係る期間だけという同僚の一人は船員手帳こそ無いものの「C氏(申立人の氏)

という名前は聞き覚えがある。」との供述を得たが、この同僚は他の時期に別事業所で申立人と一緒だった時期もあり、申立人の申立期間①における乗船期間を特定することはできない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳によると、B丸に係る雇入年月日は昭和36年7月31日、また、雇止年月日は37年7月2日(漁期終了)と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立期間②にA社で船員保険の記録があり、B丸に乗船している可能性がある者は34人いるが、このうち連絡先の判明した複数の者に照会したところ、いずれも、「申立人と同じ船に乗っていたが、申立人の乗船時期についてはわからない。」との供述を得ており、これらの者は、申立人が同事業所での船員保険の記録のある期間にも同事業所で船員保険の記録があることから、申立人の申立期間②における乗船を特定することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和36年4月1日にA社で船員保険の資格を取得し、37年1月23日に資格を喪失していることが確認できるほか、社会保険事務所が保管する同事業所の船員保険被保険者名簿の申立人の欄には、「継療**号」の記述が確認できることから、資格喪失後の継続療養のための手続が行われたことがうかがえる。

- 3 船舶所有者のA社に両申立期間における申立人の雇用状況、船員保険の適用等について照会したところ、「昭和40年以前の資料は残されておらず、当時の担当者も既に死亡しており不明。」との回答を得ている。
- 4 加えて、両申立期間について、申立人が船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 5 なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、A社においても、船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日と船員保険の加入期間が一致していない被保険者が申立人のほかにも複数おり、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。
- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを認めることはできない。